

京都市租税特別措置法関係手数料条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第38号）（行財政局税務部税制課）

租税特別措置法施行令の規定に基づく個人の新築又は取得をした家屋が同令に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査に係る手数料の適正化を図るため、その額を次のとおり改定することとしました。

区 分	手数料（1件につき）	
	改正前	改正後
租税特別措置法施行令第41条又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	1,300 円	650 円

この条例は、令和4年6月1日から施行することとしました。

京都市租税特別措置法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第38号

京都市租税特別措置法関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市租税特別措置法関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2(6)の項中「1,300」を「650」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)